

淀川水系流域委員会 第 7 6 回委員会

(第 3 部)

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員、西野委員

日 時	平成 2 0 年 4 月 9 日（水）
	午後 5 時 4 1 分 開始
	午後 7 時 3 6 分 終了
場 所	京都市勧業館 みやこめっせ
	B 1 F 第 1 展示場 B 面

〔午後 5時41分 開始〕

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開いたします。

傍聴の方をお願いいたします。委員発言中のご発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、第3部に入りたいと思います。

先ほどから引き続きまして、ダム全般についてのところがまだ残っておりますので、そこを引き続き、川上副委員長の司会でお願いしたいと思います。

○川上委員

川上です。では、意見書案の4ページの「（4）ダム全般について」のところの審議をお願いしたいと思います。修正案では23ページです。

まず、第1段落目をちょっと読みます。「河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということを、これまで整備局と委員会は共有してきた」。

このことについて、綾委員はお帰りになりましたけれども、少し簡単な削除案が出ております。

河田委員、追加のご意見をいただいておりますけれども、お願いいたします。

○河田委員

この文自体が問題だと言っているのではなくて、先ほど一般傍聴人の方のご意見もありましたけれども、河川法が改正する前からダム事業として進んでいたものについては、やはり考慮する必要があるだろう。つくれと言っているのではなくて、そういう地元の方たちの声をやっぱり聞く必要があるということを書いていただきたいということです。

○川上委員

もう1人、川崎委員、お帰りのさいですね、お願いいたします。

○川崎委員

済みません、川崎です。前の議論を聞いていないので、またちょっとピントが外れたことになるかもしれませんが、基本的には大規模な、現実的で、しかも技術的に確立していて、社会的な背景も、移転だとかそういう背景も含めて、ダムというのは一応現実的な案としての現実があると、進む方向としての道があるわけですね。これは短期間に、例えば着手すればすぐにでも対応できると

ということなんです。

この流域委員会で長い間、6年間も議論してきた中で、耐越水堤防の技術の開発だとかいうことは、前回委員長の方から防水シートの関連の施工実験の経緯を報告されましたけれども、恐らく高さの段差があるという管理者側のご意見もあって、実際、段差があると、防水シートはビニールですので、どう施工するのかとか弱い部分があれば破堤したりすることもあるというようなことで、もう1つは防水シートのメンテナンスとか、それから環境への影響、逆に言うと地下水とか水辺形成、竹門委員から低水護岸の話もありましたけれども、そういうものもあって、相当のリスクがあって何年か先になるということですね。これに対する努力を別に取り消しているわけではなくて。

それで、今回の議論に関してここに書かれていることは、社会的な政策の見通しの中で実効性があるのでそれを進める。要するに、どこでその計画はらんをするのかという、トータルで時間判断の、計画の到達度だとか時間判断というのが、時期判断というのがここには書かれていないわけですね。それなしに議論しているものですから、トータルの長期目標だとか短期目標とか、いろんな側面でフラクションが起こることもあるというようなことで。

それで私は、それこそ十分な審議がないということが前提なんです、現段階で見るとすぐに技術的に着工できるのはダム建設であって、もう1つは一定の効果というのは、限定的な効果なんです、10数cmなんです、これは延長kmにすると大きな長さを持っているので、流量的に見ると、かなり治水上大きな効果があると私は思ったので、それについて、それが要するに絶対的にダムに対する効果があるのかないのかという判断というのは、また別途、相対的にいろんなダムを比較評価した上で、現実問題としてそれがトータルで日本全国のダムの中でどういう位置づけにあるのかと、相対評価をした上で決めるんだったらいいんですが。

いずれにしても、そこについていきなりここで限定的に、議論なしに、全般的に「認められない」とか「事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果は認められない」とか、そういうことを責任持って書けないというのが、むしろ私の持論ですね。

それでここに書いたように、条件として「ただし、実施に至るまで、治水効果の更なる向上について、治水の専門家集団による検討と、それから自然環境への低減、コスト低減」がやはり必要であって「代替案（耐越水堤防）検討の継続」というものをきちっと明記した上で、岡田委員が前半の午前中にも議論になっていました中の、きちっとしたフローチャート、現実問題としてどうクリアしてどこまで目的をするのかということが明確でない限り、物事が責任持って言えないので、そういう意味でこれを条件とすると、実施期間までの条件とすると、あやふやな中での条件設定しているということで、以上でございます。

○川上委員

ご意見はかなり長文にわたり、またいろんな内容を含んでおりまして、これだけを審議するのに一日かかりそうな感じがいたしますので、委員長、副委員長で修文するにあたり、よく読ませていただいて、反映できるところは反映させていただくというふうにしたいと思います。

池野委員もかなり長文のご意見をいただいておりますが、お願いいたします。

○池野委員

今の川崎委員とある意味非常に共通しているような感じであります。委員長もおっしゃるとおり、いろんな方法で行わねばならないということ、これは皆共通認識だろうと思っています。ダムか堤防かという議論ではなしに、まさにダムも堤防も。それがあある計画レベルと、それプラス超過洪水も。そういうことを頭に置いた議論ではないかなという思いも含めていろいろ書いてみました。それこそ、読んでいただいたら、今まで主張した私の思いは書いたつもりであります。

もう1つ、あえて言いますと、代替の議論が、議論していないのかどうかというよりも、原案の説明でいろいろ貯めることについては、川上ダムも大戸川ダムも、いわゆる代替性の機能についてはかなり、基本的には比較しています。資料を含めてですね。例えば川上ダムでしたらため池がどうか、いろんなこともチェックはしているんじゃないかと、僕はそういうふう判断させていただいております。

○川上委員

池野委員も川崎委員も、この第1段落の文章に関してはこれでいいということですか。いいですか。

○川崎委員

はい。

○川上委員

ほかには第1段落のところでご意見をいただいているのは、田中委員、お願いします。

○田中委員

田中です。今回の原案の中で一番基本的なものは上下流のバランスということなんですが、これは治水対策上の考え方だと思うんですが、環境の面では、この上下流のバランスということ、本当にどこまで考えておられるのか、ダムというものがどれだけ上下流のバランスを壊してきたか、環境の面においては深刻だと思います。治水上の上下流のバランスだけを整備目的にしている事は、環境を重んじていない象徴的な考え方だと思います。「負の影響は不可逆的な要素も含めダムがある限り続いていく」という、強い表現をつけ加えていただきたいと思います。

○川上委員

田中委員のご意見も原文に、趣旨に沿った意見だというふうに思いますので、修文に当たって検討させていただきます。

では、第2段落に移りたいと思います。

あつ、寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。池野委員とか川崎委員は「全文を以下に修正」とか「すべて削除して下記へ修正」とか、そういうご意見だと思うんですけど。

○池野委員

はい、そうです。

○寶委員

そうでしょう。

○池野委員

はい。

○寶委員

だけれども、副委員長はちょっと誤解しておられると思うんです。

○川上委員

いやいや、それはですね、第2段落以降の議論の多分テーマでありまして、この第1段落のところは整備局と委員会とがこういうことを共有してきたということを書いているので、これは共有していないということであれば書き直す必要があるわけですけども。

○寶委員

池野委員と川崎委員にご確認なさったらどうですか。ここにこう書いておられるんですから。

○川上委員

先ほど確認いたしました。確認して、第1段落はこれで一応いいと。

○寶委員

第1段落はいいんですか、お二人とも。

○川崎委員

第1段落、基本的にはこういう形で第2期も議論はしてきたわけですね。ただ、認識が全員一致しているかどうかはわかりませんが。

○寶委員

いやいや、あなたのを聞いておるんです。

○川崎委員

いえ、だからここにですね、これはこれはいいですが、これに治水という概念が入っていないと。要するに、人々の生命を守るためにということが第一目的なわけですね。人の生命を守るというのが第一目的で、それで河川環境に、後発的に、この環境という問題に対してダムは川の生態系を崩す影響もあるので、それを考慮した上で十分な検討をして、代替案があれば検討すればいいという、そういう方向だと認識しているので、特に異論はないということ。

○川上委員

はい、寶委員、どうぞ。

○寶委員

寶です。いや、この23ページに「全文を以下に修正」とか「すべて削除し下記へ修正」というのがこの第1段落にも書かれていたので確認したかっただけです。もしお二人がそうであれば進めてください。

○川上委員

修文するにあたって、これを十分参考にしてやらせていただきますけれども、基本的にはこの第1段落はおおむねこれでいいというご判断と伺っております。

では、第2段落に入りたいと思います。「しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない」ということで。ここはたくさんいろいろ意見をいただいておりますので、私の方からの指名ということではなくて、挙手をお願いしたいと思います。

まず、綾さんがお帰りになりましたので、綾さんのご意見をちょっとご紹介いたします。「全文を以下に修正」ということで「しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は十分説得力のあるものとは受け取れず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であった」という修正案です。

あと、岡田さんからご意見をいただいておりますが。

○宮本委員長

本人がおられます。

○川上委員

岡田さん、お願いします。

○岡田委員

岡田です。今の綾委員の修正案とほぼ似ていると思いますが、ちょっとその表現が乱暴だと私は思いました。なので、要するに説得性を十分に備えていないということと、「環境への影響もダム建設を前提とした検討の域を出ていない」と、私はそういう意味合いで理解して、表現の仕方はいろいろあり得ると思いますが、少し修正した方がいいのではないかと思います。以上です。

○川上委員

佐野さん、ご意見をいただいておりますが、お願いします。

○佐野委員

佐野です。私も綾委員と岡田委員と全く同じ趣旨でして、表現上の問題として、より客観的な表現になるようにという意味だけです。趣旨に関しては、内容的には賛意を示しております。

○川上委員

澤井委員、お願いします。

○澤井委員

澤井です。私も同じです。表現はこういうふうに変えないとまずいと思っています。「治水・利水を優先し、環境への配慮が不十分である」ということを指摘すればそれでいいのではないかと思います。

○川上委員

では、河田委員お願いします。

○河田委員

僕はここの文は全面削除していただきたい。

それで、先ほどの議論で、大戸川ダムについていわゆる2つの降雨パターンについて有効であると。これはですから限定的ということをはっきりさせるために入れてもいいという同意はしたんですが、ここはダム全体の機能の問題ですから、やはり淀川水系を考えたときに、桂川、木津川、宇治川と、こういう3つの川にできるいろいろな治水施設がどういうふうに治水効果をあらわすかという視点でここは書くべきだと思うんですね。

ですから、大戸川ダムとか川上ダムとか、一つ一つの検討した結果をここでそれぞれについて書くのではなくて、全体について書くことですから、それぞれ一つ一つのダムの効果が非常に大きいわけではないんだけど、効果があることは事実ですから、そういうものをダム群として発揮さ

せるということについては、それはそのとおりだと思いますので、そうなるとこの文章というのは非常にまずいというわけです。「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」と、こういう書き方ではないのです。ですから、わかっていることと、こういういわゆる主観を交えたような書き方が混在しているという意味で、ここは必要ではないと思っています。

○千代延委員

質問。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。今の河田委員のおっしゃったことにちょっと質問させていただきたいんです。ダムトータルでそれぞれの水系、木津川とか桂川とか全部合わせまして、それをまとめて貯留をいくかにするということをおっしゃったと思うんですが、それを、短絡的かもしれませんが、ダムをそれぞれつくったら水が皆たまるわけですね。それでトータルで水が前よりもダムをつくればこれだけ多くたまるようになったと、そのことで評価するわけですか。もう少しわかるようにおっしゃっていただけませんか。

○河田委員

例えば、台風がやってくるとしますと、淀川の流域に同時に一つのパターンで降るわけではないんですね。大体は西から降雨がずっと東へ移動するわけですから、それぞれの治水施設がどういうふうな降雨を受けてどう貯めていくかというのは時間的に変わっていくわけですね。そういう流れの中で、三川合流点から下流は、その3つの川の上流にどれだけ雨が降ったかによってそこでどれだけコントロールされたかということが重要です。その結果が合流されるわけですから、一つ一つの単体としてのダムの効果ということではなくて、複数の効果が相乗的に出てくるわけです。ですから、たとえ一つ一つのダムの効果が、限定的であっても、それを合わせれば決してそうではないんだという意味で言っているわけです。

○千代延委員

いま一言。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。それでいいますと、やっぱりダムはつくった方がええということになるのと違うん

ですか。

○河田委員

はい。

○千代延委員

それで一方では、ダムをつくるということはお金がかかる、それから環境面では大体負の影響があると。そういうことがありますから、私は大戸川ダムはどうか、川上ダムはどうか、できれば代替案でいけないかとか、そういうことをやるべきだと思うんですけども、河田委員の今の、結局たまるダムは幾らでもたくさんつくった方がええというふうに聞こえますけど、それは短絡的過ぎますか、どうですか。

○河田委員

いや、治水効果という面では、ダムは大きいものをたくさんつくればいいわけで、実はそれができないから、環境を配慮すれば最低限のサイズのものをつくればいい。

ただ、例えば淀川の下流左岸が切れたときには、被害はダムの建設費用どころの騒ぎじゃないわけで、ですから今度はコスト・ベネフィットの評価をするときに、一体超過洪水をどう考えるかということが、非常に大きな課題になっています。例えば、2000年の東海豪雨水害で、要するに名古屋市だけで約9,000億の被害が出たわけで、超過洪水が起こればそういうことになるのです。ですから、どういうものを想定してやればいいかということを議論しなければいけない。

ダムが大きければいいということは、これは治水上は間違いなことなんですが、今はそれは許されない。ですから、最低限の治水効果をどのレベルで発揮するかという議論が実は必要なのであって、単体のダムの議論と同時に、全体としてどうかという議論を重ねないとこの問題は解決しないと、そういうことを言っているわけです。

○川上委員

ちょっとお待ちください。

ダムの根本の話をし出しますと、これ、今までさんざんやってきたので、もう時間が幾らあっても足りないわけなんです。

この第2段落で言っていることは、ダム計画についての整備局の説明は委員会にとってどうであったかということを述べているわけなんですね。したがって、一番適切な修文の案としては、私は岡田委員が先ほど説明されたこの修文案が適切ではないかと、私個人は思っているところです。

もう余りに大きな議論になってしまったので、ちょっともとへ戻っていただきたいと思っております。はい、どなたか。

竹門委員、どうぞ。

○竹門委員

竹門です。基本的に岡田委員の意見がいいとは思いますが、一方で、原文の「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせ」の真意ですけれども、結局、ダム前提でほかの案が本気で取り上げられていないというところに問題があるわけですね。それで、先ほどの超過洪水の対策であれば、環境の配慮をしてちょっと規模を小さくしたダムを幾つかつくったぐらいでは、やはり対応はできないわけであって、根本的には巨椋池が遊水池として使われるケースぐらい大きなことを考えないと、仕方ないと思うわけですね。

そうすると、ここでやはり表現を変えて、ダムの是非の議論だけで終わるのではなくて、ほかの対策についても検討する必要があるということがわかるような文章を入れたほうがいいと思います。

それから、後の「環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない」という表現も、結局は、「総合的な観点からの環境計画に基づいてその流域をどうするのがいいのか」という検討がされずに、ダムをつくった場合の影響しか見ていない」ということですので、たとえ表現を変えたとしても、ここに書かれている真意は残る形にした方が私はいいと思います。

○川上委員

では、寶委員お願いします。

○寶委員

「ダムを造らんがため」とか「ダム建設を前提」とかいう表現がありますけれども、もともとこれは事業があったわけですね、委員会が発足する前から、もう何十年も前からですね。ですから、全然ダムの案もなくして事業も進められていないのであれば、私は023-1/2に書いてあるように「新たにダム事業は作らないことは、これまでの淀川水系流域委員会の議論の通り」ということで、この参考資料の023-1/2の「河川整備計画についての考え方」というところの、下から10行目ぐらいの（3）のところに書いてあるわけです。ただし「ダム事業は、事業継続中のものを推進し、早期に着工・完成する」ということで、必要であると考えております。

したがって、今までから事業を展開してきたやつについては、ダムありきというような言い方で批判されますけれども、もともとやっぱり事業計画があって進んでいたわけですね。ですからそれをやめるということは、それなりのまた説得力が逆に要るわけです。過去40年にさかのぼってそれだけ進んできた、合意もほとんど済んでいる、準備段階も済んでいるものを、全部ゼロに戻すというからには、それなりのまた理由が要るはずなんです。

一方、ダムなしで、仮に全部ダムをやめるとした場合に、どうやって本川あるいは支川の水位を

下げるかということになってくると、これはまたかなり非常に難しい問題が出てきますよね。ダムですと鉛直方向上向きにためるわけですがけれども、もしも遊水地とか、あるいは破堤するような場所をつくってやろうとすると、物すごい面積が要るわけですよね。だから、そんなものがこの淀川水系でできるのかどうかですね。そういったことも考えないといけないということで。

ダムなしで整備計画を進めるという場合には、この023-2/2ページの下の方に書いていますけれども（A）から（E）のような問題があると思っております。それで、従来から、あるいはきょうもそうですけれども、今まで合意してきて移転までして、それでなぜ今さらこの流域委員会の議論でやめになるのかというご意見は多数いただいております。3月18日までの意見でも物すごいたくさんいただいております。

それで私は、参考資料1の021に「四つの調和」という概念を出してきておりますけれども、その2/9ページに「過去と未来の調和」ということを書いているんです。今まで進めてきたものに対していきなりそれをやめるというのは、大変これは冷酷な意思決定なんですね。そんな冷酷な意思決定を我々は進めてもいいのか、あるいは行政が実際そんなことをしていいのかというと、私はそれに反対です。やっぱりそういうことで進んできたものについては約束を守ってやっていくと。そのかわり環境には配慮して、それなりの施策、ちゃんとした手を打つというふうなことはしないとけないと思います。冷たい意思決定にさらされるような人がたくさん出てきて、それでいいんでしょうか。そういうことも考えながらやっていかないと、単純に流量の問題とか、それとか効果がどうのこうのとか、そういうことではなくて、こういう「過去と未来の調和」、ここには「上流と下流の調和」とか「人の命・生活、河川環境と科学・技術の調和」とか「河川と流域の調和」とか、淀川水系流域委員会が今まで考えてこられたようなことも、私は考えて書いております。

したがいまして、ダムが全然なかったらどういう対策があるのかということについて今まで議論はしていませんが、少なくともこの8月以後の委員会ではですね。まあそんなことで、私が申し上げたいのは、この023-1/2ページの下半分にありますように、ダムなしで越水対策を主眼とする堤防を中心として整備計画を進める場合は次ページのような問題点があるので、堤防強化、ダム、それから高規格堤防、いわゆるスーパー堤防ですね、それから越水に強いような、通常の堤防よりは高品位の天端も裏も考えたような高規格の堤防も考えた方がいいじゃないかということで、前回も提案されたらどうですかと言ったわけです。これは通常の堤防よりは高品位なわけですから、言ってみればミニスーパー的な堤防です。通常よりも高品位の堤防ということですね。

ですから、適地があればそういうものも組み合わせたらいいと思います。そういうものを並行して進めたらいいと。ですから、今まで進んでいるダム事業を全部やめるというようなことはとんで

もない話であると思っております、それでこの文言につきましてはもう少し書き直していただかないと、大変ぐあいが悪いと思っております。

○宮本委員長

はい。

○川上委員

はい、宮本さん。

○宮本委員長

寶委員の今おっしゃったことは本当にそのとおりなんです。ですから、その議論をやりましょうと。だから、さっきの時間もそれをやったわけです。皆さん合意したわけですね。堤防補強も含めて、いろんなメニューについて議論できていないから、それをやりましょうということなんです。

それからもう1つおっしゃいました。今までの地元の方のご苦勞なりそういうことは我々は十分受けとめないといかんと。そういう意味で、河田委員が書かれたこういう文章は私はぜひ追加したらいいと思います。

ただ、ここの文章で書いてあることは、それぞれのダム計画についての整備局が我々になされた説明はこういうことではないですかと書いてあるわけです。ですから、それぞれのダムについて、今私どもが要るとか要らないとか言っているわけではないんです。整備局が我々にこの夏以来出された説明というのは、皆さん方ほとんどの方がやっぱり納得できないと、説明責任を果たしていないとおっしゃったから、それを書いてあるのであって、何も今寶さんがおっしゃったみたいに、こうだから、例えば何とかダムを今すぐやめろと。そんなこと、私たちは一言も書いてませんよ。

その説明が納得できないということを言ってるんですよ。ですからね、苦勞された地元の方のためにも、もったきちつとした、要るんならちゃんとした説明をしてくださいということを求めているわけですよ。そこをまるっきり取り違えてもらっては困ります。

○川上委員

はい、本多委員、次にご意見をお願いします。

○本多委員

本多です。私は、ここの文面についてはもう少しやわらかく書けばいいんじゃないかということだけです。

ただ、大戸川ダムというのはもともと多目的ダムでしたよね。それが治水だけになったと。余野川ダムも同じ状況だろうと思います。その余野川ダムの多目的ダムも、一たん、とりあえずこれは

治水がなくなったわけですからなくなるんだろーと思いますけれども。その上に立って、また新たに利水が要りますよということになるのであれば、やはりもう一遍議論が必要だろうと。今度は治水だけについてのダムなわけですから、その辺の、要は代替案のやはり考え方とか、そういうものについても、全く示されていないというのは、やはりおかしいなと私は思っています。

ですから、これは宮本委員長がおっしゃるように説明が不十分だということをおっしゃっている、まさにそのとおりだと思いますので、文面だけの問題をもう少し変えていただけたらいいかと思います。以上です。

○川上委員

村上委員、お願いします。

○村上委員

村上です。私も具体的に環境面についての配慮が足りないということを書くべきだというふうに思います。

ですから私は、特に3つのダムに共通して言えるのは、調査と検討、これが決定的に不足している。ですからこれは、何人かの意見がありましたように、ダム建設を前提とした検討の域を出ていない。それ以前の問題です。それ以前の基礎的なデータが全く出ていないということ、やはりここで私は指摘すべきではないかと思います。

次なんですけれども、これは少し書いてあったところなんですけれども、やはり先ほどの田中委員の話にもありましたように、ダムの環境影響が甚大である、長期的である、不可逆的である、そして多様である。そういうことはやはり何度でも繰り返になりますけど、ここで言わなければいけないと思います。これはいろいろ異論もあるところだと思いますけれども、この流域委員会の河川環境の考え方として、先ほど、水没予定地の方に対する心の問題ということを指摘されましたけれども、そういった倫理観というものを、人間だけではなくて、もう少しほかの自然物まで広げていこうというのがこの底にあったように思います。それから同じく、世代間倫理ということもおっしゃいましたけれども、やはりそれもそうです。私たちの世代だけでこれを食いつぶすのではなくて、次の世代にも受け渡す、そういった発想があつて環境を全面に出した河川整備のあり方を考えようというのが、この委員会の基本的な考え方だったと思います。やはり私は、最後のまとめとして、そういったところをもう少し強調して書いてもよろしいのではないかなと思います。以上です。

○川上委員

はい、ありがとうございました。

先ほど申し上げたように、ここは整備局の説明がどうだったかということの評価といいますか、そういうことですので、先ほど提案しましたが、この岡田委員の修正案を中心に、原文の「ダムを造らんがため」以下を修正してはどうかと思うんですが、いかがでございましょうか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

岡田です。私がこういうふうに提案したんですから、その方向で書き直していただくことには異存はありません。ただ、ちょっと今いろいろ議論が出ているところについて、その意味合いも含めて、私がどういうふうに解釈しているかということについて少しお話ししたいんです。

まず、これは最終意見ではないということを、くどいほどですが、委員長もおっしゃっているわけですから、私はそれを別の意味でもう一度確認したい。最終意見であるならば、実は委員長はそうおっしゃっているけど、でもこれはやはりダムをつくるということに対しては厳しいことを言っているわけですから、そこで特に実施するということが不可能になり得ることもあり得るようなフィードバックを求めているトーンだと思うんです。

そうしたときに、その結果として、いろいろな不都合をこうむる人がいることは事実ですし、それに対してまたいろんな意見が分かれることも事実なんですよ。それに対して、我々はこの意見書では何の言及もしていないと思います。それは中間段階だからというか、とりあえず我々はこの原案を改善してほしいと、改定してほしいという意味で意見を申し上げるという意味でなら、あえてそこに入れることはかえって混乱を招きますから、その必要はないということです。

もう1つ、私がもうくどいほど言っていますが、仮に何らかの形で、ここは本当はポイントでいつか議論をしたいんですが、一番最初の基本的考え方の原案で書かれているPDCAの下に、「実施するものは速やかに実施する、検討するものは検討し、場合によっては変更だ」と、こう言っているところの、実施するというのが、もし必ず実施するのであればちょっと話は別ですが、PDCAサイクルを前提として、実施にも変更があり得ると仮にしたら、結局今の話が出てくると思います。

つまり、やるにしてもやらないにしても、当初の計画が変更になれば、やはりこのPDCAサイクルで見直しをし、きちんとフォローしていく必要があると思うんです。でも、それは結果がどちらに出るかによって、この具体の中身は変わってきます。ですから、私はくどいぐらいこの手続論を言っているつもりです。

そういう意味合いも含めて、とりあえずこの原案というか、この今の意見書の趣旨として、この段階でこういう表現をとることを私は提案したということです。以上です。

○川上委員

はい。ほかにご意見ございませんか。

○河田委員

はい。

○川上委員

はい、河田さん、お願いします。

○河田委員

くどいようですが、現時点で中間報告のようなたたき台として出すにしても、この表現は非常に無責任だと思うんですね。委員会としては。

ですから、僕はやっぱりその効果が期待できるものはきちっと評価すべきであって、それではつくれと言っているわけではなくて、そういう効果を否定するようなニュアンスは困るということをお伝えたいわけです。だれだって敵はつくりたくありませんから、ニュートラルな表現にしたいんですが。

ですけど、やっぱり委員会としてはできることとできないことがある。確かに、環境の問題はこれからいろいろ調査しなければいけないことは山積みですよ。ですから、それも並行しながらこういう事業を進めていく。PDCAサイクルというのは、まさにそれに合致する方法だと思うんですね。ですから、そういうものは当然のこととして、ここであんまり、では一体どうやるんだというふうな文面というのは、委員会としては僕は非常に無責任だと思います。ですから、そういうふうにとられないような表現に変えていただきたい。ですから、このままでは僕はもう全面削除してくれと、こんな書き方では困るということをおっしゃっているわけで。

そのところを委員長と副委員長で次の案を書いていただけるというのであれば、それはそれでいいんですが。しかし、こういう公開の場で、いわゆる防災とか治水の専門家の意見をまとめるような形で今進めないということであれば、そこは十分配慮していただきたいということです。

○宮本委員長

いろんな意見がありまして、原文といいますか、これについては非常に批判的な意見がある。で、今の岡田委員の修正案をベースに、河田委員がおっしゃっているその歴史といいますか地域の問題、それも確かに入れないかんとしますので、岡田委員の意見をベースに河田委員の意見も加味して修正案をつくるということはよろしいですか。

はい、わかりました。

○川上委員

はい。ほかにご意見ございませんか。

では、第3段落に入りたいと思います。

「また、整備局は、平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない」。

綾委員の削除案は、句読点というか微小でございますのでちょっと飛ばさせていただきます、河田委員はすべて削除ということになっておりますが。

○河田委員

要するに、事業費に見合う顕著な効果があらわれないと書いてあるんですが、顕著な効果とは何だという、この内容が原案に書かれていないということで書いていると思うんですが。

文を読むだけでは、要するに超過洪水対策なんてあり得ない、こういう書き方をしたらあり得ないわけで、そこもその真意がわかるように書いていただきたい。カルテだ、カルテだとおっしゃるんですが、そうではなくて、要するに事業費に見合う効果とはどういうものかというのはやっぱりイメージがあるわけです。ですから、それが何かゼロになっているというような書き方はまずいのではないのかということで、これも私としては委員長と副委員長にお任せしたいと思いますが。

○宮本委員長

わかりました。恐らく、ほかの委員の方も今と同じような意見かなと思うんですね。その削除と書かれている意見がですね。

確かに、実は本当はそこを、B/Cの議論なんかをきちっとやるということも必要だと思うんですけども、基本的には今出てきているB/C自体がかなり、なかなか議論の対象にならないねという議論もありましたので、やってないんですよ。ですから、その状況の中で、その事業費に見合う効果がどうだということころは、ここまで確かに書いてしまうと書き過ぎだなというふうに私も思います。

したがいまして、どうでしょうか、そこについてはもう基本的には、かなり大幅に我々なりに修正してしまうということによろしいですね、山下さん。

○山下委員

修正は結構だけど、ほかの委員の。

○宮本委員長

ほかの委員も多分、今の河田委員と私は同じかなと思ったんですけども。

○山下委員

念のために。

○宮本委員長

念のためにね、はい。

○川上委員

澤井委員、いかがでしょうか。

○澤井委員

同じ意見です。

○川上委員

寶委員、いかがでしょうか。

○寶委員

審議資料1－2の192番ですか、28ページですね、上側のページですけど。

私は削除するということで、その理由を書いておりますけれども、委員長もよく提示される東海豪雨災害のときに9,200億円の被害が出たという話があるわけです。あれは名古屋地域を中心とした割と限られたところで、しかも破堤は1カ所だけですね、まあちょっと山の方は確かにあったんですけども、新川がメインの破堤であって、それであとほとんど内水だったわけですけどもね。そのとき、民間被害が半分ぐらいと聞いておりますが、トータルで9,200億円という試算があるわけです。

それで、これからここでやろうとしている整備計画の30年間で、約9,000億円弱ですか、そういうふうな投資だと聞いておりますけれども、維持管理経費も含めましてね。ですから、そういうことを考えるとバランスとしてどうかなと。

東海豪雨の2日間の大雨でそれだけの被害が出たと。関西地区はもっと、もっとと言ったら東海地区に対して申しわけないのですけれども、文化遺産とかも多いですし価値のあるものも多いだろうというふうなこともありますし、そんなことで、大体のイメージとしてこういう情報があるので、こういうことを考えると、30年間9,000億円というのはそんなに大き過ぎるのかなという気はするんですよ。

以前、新聞か何かで、水道事業にこれから何十年かぐらいで5,400億ぐらい使うような水道事業もあるというふうに聞いておりますので、そういうことを考えるとそんなに大幅な増額に見合う、大幅な増額という表現も僕はちょっと気に入りませんが、30年間9,000億円弱の事業費に対して、一たん災害が起こればそれ以上の被害は起こり得るんじゃないかなと思っております。以上

です。

○川上委員

はい、宮本委員長、お願いします。

○宮本委員長

実際、今おっしゃった8,800億円の事業が30年間で実際にその効果に見合うのかどうかという議論は、これは実はしてないんですよ。ですから、そういう意味において、ここまで現時点において言い切れるかということ、現時点までの議論においてはここまではひょっとすると言い切れないかなという気も私もいたしますので、その辺については皆さん方の今のご意見を踏まえて修文案をつくりたいと思います。いいですね。

○川上委員

はい。では、最後の段落に参ります。

「委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない」。綾委員、全文修正ということですが、「計画に位置づけることは適切と認められない」という修正案です。

岡田委員のご意見もほぼ同じかと思いますが、「位置づけることは適切ではないと判断する」。特にご意見ございますか、岡田委員。

○岡田委員

はい。ですからこれも、この意見案をどういうふうに位置づけるかということに尽きるんですが。

「認められない」と、委員会がそういう言い方をするとした場合に、やはり、価値観も含めて、それから専門的判断も含めてですが、意見の分布があるわけですが、その中で何かこういうふうにはっきり言い切ろうとすれば、何らかの形で総体的に意見をまとめる必要がある。そういう意味での「認められない」であると考えます。

これは、そう書くか書かないかは別にして、くどいぐらい我々はそのように意見が総体的にでもまとめられるのか、ここで確認をしておく必要があるというふうに思うんです。以上です。

○川上委員

「認められない」という表現が適切でないというご意見をお二人からいただいております。

河田委員、全面削除ですが。

○河田委員

そもそも、この淀川流域委員会として全委員の意見を一本化してまとめて出す必要があるのかと、こういう議論は実はやってないわけですよ。ですから、私はそういうふうに、いわゆる意見の分

布が意見書の中にあらわれるような形であれば、こういう書き方でもいい、こういう意見があるといういき方でもいいと思うんですが、委員会としてこれだけ言い切ることができるのかというと、僕はできない。

ですから、各論併記でやっていただけるんならいいわけで、それを何としてでも一本化して淀川流域委員会の意見としてまとめるということであれば、これは僕は賛成しかねるということです。ですから削除してほしいと。

現時点のというのではなくて、これははっきり言って中間のたたき台ですけども、もう最終の段階に来ているじゃないですか、現実としては。ですから。

○宮本委員長

まだ全然来てないですよ。

○河田委員

いやいや、要するに、これから180度展開するようなものではないという意味でね。要するに、中間のたたき台だけでも、こういう流れの中で今までの議論を踏まえてやってきているやつですから。それから180度変わるような意見になる公算はほとんどないじゃないですか。そうであれば、その意見書として一本化するということがまだ決まっていないわけですから、これを、こういう意見もある、こういう意見もあるという形で書いていただけるのであれば、別に僕は、どう言いますか、委員会としてはというのではなくて、そういう意見があるという形で書いていただけるならいいんですが。一本化することは今の時点では決まってないわけで、ですからこれは要らんだろうというわけです。

○宮本委員長

私の方から言いますと、決して一本化するということを決めたわけじゃありません。ただし、できればこの委員会として1つのまとまった意見にするのは望ましいことは間違いない。その努力を今我々はしていると思ってます。

そういう意味で、今言うように、一本化の中でのこの「認められない」という言葉は非常に不適切だという意見はわかりましたので。これは前のところもそうです。いろんなところでこの「認められない」という言葉については、もう少しやわらかい表現にしようということは言っているわけですから。そこについてのご意見は、当然、我々としては修正したいと思います。

○川上委員

ほかに、このことについて佐野委員からご意見をいただいております。

○佐野委員

私もそこに書いてあるように、「適切ではないと判断する」という表現の方を支持します。ただし、その後の異なる意見を併記するかどうかという問題は、一度議論していただく必要があるという事で。

私が思うのは、ダムに関しては、この限られた委員会の時間の中でもかなり重点的に時間をとりまして、その場で出た話を、意見を中心にすべきだと思うんです。そのとき出てなくて今回急に出てきた意見というのは、反映するにしてもやはり限られるのではないかと。十分、皆さんの間で議論の焦点になった意見が、やはり中心としてはここに出ざるを得ない。その前提のもとでの少数意見というか異なる意見の扱いというふうに申し上げたいと思います。

○川上委員

はい。澤井委員、ご意見をいただいております。

○澤井委員

澤井です。私がそこに書いている意見というのは、多くの委員の同意を得ている意見というのではなく、今言われた少数意見に部類すると思いますが、ぜひ書いておいていただきたいという思いで書いています。

多くの委員がダムに反対の意見を出しておられますが、私は必ずしもダムに反対とは考えていません。環境への影響が非常に大きいということは、きょうもたびたび議論に出ているように明らかですから、環境への影響の極力少ないものにしてほしいという思いを私はここに書いたわけです。しかし、それは少数意見かもしれませんから、必ずこれにしてくださいという意味ではありません。こういう意見があるということも併記してほしいという意味で書いています。

○川上委員

寶委員、お願いします。

○寶委員

「現時点において」とは書いてあるんですけども、「委員会は」という主語で、そして「位置づけることは認められない」ということは、このたった1文、2行ですけども大変インパクトがあると思います。ですから、こういうインパクトのある文章を、しかも一番最後にあるわけですから、ああこれが結論なのかということは、「現時点において」とは書いてあるんですけど、これが与える影響というのはもう甚だ大きいと思うわけですね。ですから、この2行はやはり削除されるべきであると思っております。

先ほども申しましたように、住民の皆さんには建設してほしいという方もたくさんおられるわけ

ですからね。それについて議論してないんだという経緯でも、議論しようと思ったらする時間もないでもなかったような気もするんですよ。予備日もあったけれどもやめたりしているわけですから。だからまあ、必ずしも時間がなかったなかったというわけでもなくて、しかもやりようによっては議論もできたかもしれないわけですが、とにかくこの2行については影響が大き過ぎるので削除していただきたいと思っております。

○川上委員

はい、最後のご意見、竹門さん、お願いします。

○竹門委員

まず、その結びの言葉ですけれども、これまで複数の委員の方がおっしゃっていたように、「認められない」という表現は避けるべきであって。それで私の出した意見は、判断が、だめという判断ではなくて、了解ができてないということが一番現実に沿う表現なんじゃないかなと考えて、「了解しがたい」というふうに書きました。

その後の文は、既に河田委員の方から最初に出された意見に近いものです。つまり、これまで歴史的にダム建設が推進されてくる中で不利益をこうむった方々がおられるわけですね。それらの方々に対するケア、これをちゃんと進めるべきだという何らかの文言が必要だろうという趣旨です。

○川上委員

すいません、西野委員、お願いします。

○西野委員

西野です。私の意見も岡田委員と佐野委員と同じで、その「認められない」というのが全文に多いんですけど、委員会は諮問機関であって承認機関ではございませんので、特に最後に「位置づけることは認められない」というのに非常に抵抗を覚えたので、申請させていただきました。

○川上委員

本多委員、お願いします。

○本多委員

本多です。基本的には、その認めないというような文言を訂正すればいいのではないかというふうに私は思います。ほかはこれでいいんじゃないかというふうに思います。

それから、先ほどの議論の中で、やはりダムの効果というものもちゃんと認めてというような議論がちょっとあったと思うんですね。確かに、ここに書かれている全体の文章を見ると、全面的にダムを否定しているようにとれるような形もあるかもしれませんが、もともと河川整備計画の基礎案には、治水・利水面からダムの効果は大きいと、しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変する

ことも事実であるというような文言がちゃんと入った上で、この最初の1段落目の文章が続いているわけですね。ですから、そういうことも加えることによって、何か全面否定のようにとられるようなことは回避してもいいのではないかというふうに思います。以上です。

○川上委員

はい。ほかにご意見、寶さん、どうぞ。

○寶委員

私の意見は、この2行は削除すべきであるということではありますが、削除されないのであれば、先ほど河田委員がおっしゃったように、異なる意見を持つものを、私は位置づけるべきであると思っています。そういう意見も併記するなりしていただきたいと思います。

○川上委員

はい、山下委員、どうぞ。

○山下委員

何かこれ、一番最後になってしまったから何か結論っぽく、結びっぽく見えるんですが、これは結びでなくて、単に4.の「個々のダム計画について」というやつの一番最後というだけですよ。結論部分は1ページ目にある「意見」というところですから。そういう意味では、これが結びだというように誤解されやすいというのであれば、それは何か後にもうちょっとつけるかというのがあります。というのが1つです。

2つ目に、「認められない」というのが、私自身は別に諮問機関であるからといってきつい表現だとは思わないのですが、きついということであれば、もう少し別の表現にすることはそれは検討することはあってもいいかなというのはあります。

3つ目に、この2行というのは、それこそ4.全体を受けているわけで、要するに3つのダムについて必要性が本当にあるかということについて納得のいくようなところまで委員会としてはまだ至っていないわけだから、したがって、現時点においてゴーサインというのは出せない。つまり、整備計画の中に実施するというふうを書くということとはできないねと言っているだけで、そんなに抵抗があるような表現だとも思わないのです。ということをちょっと申し上げておきたいなということです。

ただ、それにもかかわらず、ちょっと違う意見があるというのであれば、それはこの次の、この後で要するに意見が違った場合にどうするかということの議論はされるでしょうから、そこでいうことでいいのではないかと思います。

○川上委員

宮本委員長。

○宮本委員長

意見のない方は、原文でそのままでもいいという意見なんですけれども、意見のある方も、今のその「認められない」という表現がやはりきついというか適切ではないのではないのかというのが私は大半だったと思います。したがって、そこについての最後の表現は、もう少し適切な表現に変えていくということですが、基本的に今までのこの受けた説明について、これは寶委員も河田委員もそうですけれども、現時点で、よしわかったというところにはまだ行っていないということは、私は、ここは皆さんそうですねということを確認しておかないと、要するに今までの説明で十分これでもうゴーサインだということにはなっていませんよねと。

河田委員、それはいいですよ。いいですね、はい。

寶委員はどうなんですか。

○寶委員

この委員会の中で議論できてないことはあると思いますよ。ですけれども、このダムにつきましては、先ほども申しましたように、長年こうやってきて、検討もね、代替案だってそれぞれやっているはずですよ。過去も。それと、進行中の事業なので、それを位置づけることは認められないというのは・・・。

○宮本委員長

だから、もうそれは言いましたので。

○寶委員

それで言いたいのはですね、もう1つ、ちょっとこの文面上で言いたいのは、「委員会は」という始まり方も、これもちょっと僕はひっかかるんですよ。

○宮本委員長

委員会、ちょっとそれは。

○寶委員

いや、といたしますのはね。

○宮本委員長

すいません、文面については、これは私は修正しますと言ってますので。そうじゃなしに、そのベースになる、今までの説明においてダムの必要性、緊急性について、まだ今の時点ではゴーサイン、オーケーだと、もうやりましょうというふうにはなっておりませんよねというのは、各委員は

全部基本的にはそうなんです。それで、寶委員はどうですかということをお聞きしているわけです。

○寶委員

私は実施したらいいと思っておりますけれども、委員会の議論でそこまで熟してないということをおっしゃるのであれば、それはそれで仕方がないなということです。

○宮本委員長

わかりました。その確認だけです。

○千代延委員

いや、ちょっと。

○宮本委員長

どうぞ、はい。

○千代延委員

千代延です。お尋ねしますけどね、ダムにも治水の目的もあれば、利水やら、それからダムアセットマネジメントとか、そういう目的がありますね。それを、丹生ダムの異常渇水対策とか、それぞれについて、議論としては大半まだ代替案について十分な議論、議論というよりも検討がされていない。整備局の方です。

そういうことであつたと思うんですけれども、寶委員はそれでもやっぱり、ここまでやったらもうやむを得ない、もうゴーサインを出そうという、そういう意見なんですか。

○寶委員

それにつきましてはですね、各ダムでもいろいろ環境委員会とかやってますでしょう。そういう環境影響評価について、ここの委員の皆さんのご意見はいただきたいと思います。ただし、今まで得ております情報では、報告書とか議事録案とか、ある程度見ましたけれども、過去にさかのぼって何十年も続けてきた事業を覆すほどの意見はないんじゃないかというのが、私の個人的な見解でございます。

○宮本委員長

まあそこはあんまり議論してもあれなんで。とりあえず、寶委員も、自分とすればいろんなことを考えて、ゴーサインといってもやむを得ないんだけれども、今の委員会全体の議論とするとそこまでは熟してないなということについては、そういうふうに理解されるということによろしいですかね。

○寶委員

とにかく8月から、ここまでだけの期間を考えたらそうですが、今で7年やっているわけですよ

ね。

○宮本委員長

それは違いますよ。

○寶委員

まあ、それは原案が出たのは8月ですけどね。

○宮本委員長

7年間、何も出てないんですからね。ですから、今の委員会全体とすればそういう感じだというのは仕方ないということをおっしゃいましたので、それを踏まえて、その文言はちょっと修正したいと思います。

○川上委員

はい、川崎委員、どうぞ。

○川崎委員

川崎です。今の寶委員と私もちょっと同感なところがあるんですが。

原案の計画論としての位置づけができていないかという問題と、それからその計画案ができて、実施まで行くまでに物すごく大きな隔たりがまた出てくると思うんですね。そのときに、今、例えばこれから計画案だけで、まだ10年先、20年先に議論をするのかどうかという問題がやっぱりあると思うんですね。

それは、ここの委員会の情報だとわからないわけで、むしろ河川管理者の方で一体どのぐらいの枠の中で政策実施の意思決定をしないといけないのかということを明らかにしてもらわないと、午前中から言っているように、要するに目標の到達度によってその判断が変わってくる。ここで政策判断しないといけなければ、ダム建設だってオーケーになるわけですね。

だけれども、あと10年、ポイントがあって、先ほどの澤井委員のように両方並行してやっていくという議論もあるわけですから、最終的には岡田委員が言われてたみたいなサイクルの中での目標到達度だとかそういうことを、管理者とあわせてきちっと明確にした上で議論しないと、位置づけるも位置づけられないも責任を持つては言えないというのが私の。

○宮本委員長

基本的にダム計画はもう今、まあ言ったら事業実施中なわけですね。基本的にはね。ですから早く結論を出すと。1日も早く結論を出すということなんですよ。

そんなもん、2年先、3年先に結論を出しましょうということを言っていないんですよ。

○川崎委員

それだけど、実施はとまって、あれですね。

○宮本委員長

いや、ですから、とにかく整備計画に位置づけないことには進まないんだから、その整備計画に位置づけるために、計画をきちっとまず議論しましょう、この答えを出しましょうと、それを1日も早くやりましょうというのが、もう今までの流域委員会は全部そうですよ。

○川崎委員

そうだとすると、環境だとか、今ここで出てきた調査を十分やる時間はないじゃないですか。

○宮本委員長

その中で、できるだけ早くやるために一体何をすべきなのか、何をここで議論すべきなのか、それを今やっているわけでしょう。

○川崎委員

そうです。ですので。

○宮本委員長

何もね、10年も20年も環境調査をやらないとできないなんて、そんなの言ってないわけですよ。

○川崎委員

だからそうだとすると、人命が現在の時点でできなければ、人命第一優先だとすれば、ダム建設だってゴーサインが出るというのは当たり前の判断だと思いますけど。

○宮本委員長

それがですよ、ほかにもいろんなメニューがあるわけでしょう。今まで堤防強化についてはやらないと。越水対策は言われてたわけですよ。それを我々とすれば、やっぱりそれはやってもらいましょうということを盛り込もうとしているわけですね。

だからそれだって、人命のために最優先でやってほしいことじゃないですか。だから、人命が大事だからね。

○川崎委員

いや、だから実現できればいいですよ、それはね。だから実現できる方向で、ちゃんと目標を持って、プロセスをしっかりとしましょうと言っているのです。

○宮本委員長

だから、それをやりましょうと言っているわけですよ。その中にはダムも含まれるかもしれませんが。だからその議論がないから、それをきちっとやりましょう、そのために必要なデータも河川

管理者は出してくださいよと言っているわけです。

○川崎委員

そうです。だからそのことでいけば、ダムだけではなくて、すべての政策実施が原案の中で関連するものが、現段階で計画論の中で実施計画は位置づけられないという意味だったらいいですよ。ただこのダム問題について、建設の実施をとということだけに限定しているように。

○宮本委員長

あのね、ダムだけじゃないですよ。整備計画に位置づけられなかったら、新規のことはできないんですよ。

○川崎委員

何かこの文章の中には「ダム建設の「実施」を」と書いてあるじゃないですか。

○宮本委員長

ここはダムのことを議論しているから書いてあるわけです。何もほかのことを言っていないじゃないですか。

○川崎委員

いや、ただですね、先ほどから議論がありましたように、一番最後のところでこれを書くと結論みたいに見えるわけです。ですから先ほど委員長が言われたみたいに。

○宮本委員長

あのね、これはダムの。

○川崎委員

ええ、申請してくださいということで。

○宮本委員長

ダムの項目についての最後を書いてあるわけであって、全部の結論じゃないわけでしょう。ですから確かに、その「認められない」という表現は直しましょうと言っているわけですよ。誤解のないようにね。よろしいですか。

○川崎委員

はい。

○川上委員

では、最後の。岡田委員、ご意見あるんですか。

○岡田委員

もう既に委員長はおっしゃっていると思うんですけど、ちょっと表現技術上の問題として、この

最後に「（４）ダム全般について」、これで終わりますね。でもこの（４）は、「４．個々のダム計画について」の中の（４）なんですか。これは５．なのか、それとも、以上を総合するにダムについてはという意味なのかというと、多分、「１．」「２．」「３．」、以上を総合するに、これらのダムを通じてというのは、多分そういう意味合いでこれは書かれているんだと思いますが。でも、読みようによっては「５．」で、これをもって最終的なまとめみたいにとられがちです。慌てると、私はそういうふうにとる人もいると思うんです。前か後ろを見て、ぱっと。

もちろん、それで決まる話じゃないですけど、ですからそのあたりの整理というのか、そういう技術的なことはあるんじゃないでしょうか。

○川上委員

章立ての話ですね。

○岡田委員

はい、そうです。

○川上委員

５．というのをつくった方がいいということですよね。個々のダム。

○岡田委員

５．为什么呢。

○宮本委員長

いやいや、これは違うんですよ。

○岡田委員

違うんでしょう。

○宮本委員長

違うんですよ。

○岡田委員

だからそのところの。

○宮本委員長

個々のダムについて言ってきたんだけど、それを再度もう１回まとめたという感じで書いてあるだけなんです。別の、個々のダムの議論の一部なんです、これは。

○岡田委員

でも、我々の中でもちょっと取り違えがあるように、ましてやこれを読まれる方が。

○宮本委員長

わかりました。ですから、その表題の「4. 個々のダム計画について」、それで「（4）ダム全般について」と書いてますので、ここが誤解がないように考えたいと思います。

○川上委員

はい、竹門委員、お願いします。

○竹門委員

今のその4. については、「個々の」を取ったらいんじゃないでしょうか。「ダム計画について」というタイトルにすれば、各ダムの話とダム全般というのが並列されていてもおかしくなくなります。「個々のダム計画について」と書いてあるところに「全般」が来ると矛盾しますから。

○宮本委員長

いい考えをありがとうございます。

○川上委員

では、これできょうのダムの審議を終わりたいと思います。

ただし、あっ、西野さん、まだ。

○西野委員

西野です。午後の議論で、丹生ダムのところで琵琶湖の水位の話があったときに、これまで議論したことをここで書くと。しかし、まだ議論されてないものがあるんで、「なお、以下のテーマについては議論されていない」云々というのを入れるという話をしてたんですけども、それはどうしますか。

○宮本委員長

それはこれから1ページ目の議論をしますので、そこで整理したいと思います。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、「意見提示の趣旨」ということと「意見」ということになってます。ここに出ている意見について、ちょっと議論したいと思うんですけども。

まず、綾委員からは、まずその意見提示の趣旨のところは全文そのままなんですけれども、最後のところで、「なお、現時点で整備局による説明、委員会での意見交換、討議は十分行われたとはいえない原案記載事業が数多く残されている。しかし、それらの多くについて委員間で大きな争点となるものや修正意見を述べるべき事業は少ないものと考えている」というふうな、なお書きを書かれているということでもあります。

次に、では池野委員はどうでしょうか。

○池野委員

「意見提示の趣旨」というのが要るのかどうかという思いです。最終的なイメージをしたものですから、それなら別途の前文が要るでしょう。提示の趣旨まで要るのかどうかと思って、こういう書き方をしました。

○宮本委員長

わかりました。ただ、要するにこれは最終的な意見ではないよと。何遍も言っておりますが、現時点ですよ。審議もまだ残ってます。積み残しもありますよということを、実は何らかの格好では言わないかなかなと思ってまして。それをその「意見提示の趣旨」とするのか、今池野さんがおっしゃったように前文ということにするのか、そのことかなと思います。いずれにしても何らか書かないかんことは間違いないと思うんですけどね。

それから次は、岡田委員、お願いします。

○岡田委員

私の意見も今のことと関連しますが、これが最終でないならば、そういうことが明確になるようにもう少し表現を工夫すべきだと考えます。これも前から出てますように、「原案の是非について争点とすべき重点的課題にのみ焦点を絞って述べる」ということを明らかにしておく必要がある。表現の仕方はいろいろあると思うんですけども、「それ以外のことについてはここでは触れてない」ということです。ですから、そういう意味で、よく言えばめり張りをつけているということですよ。でも裏返しに言えば、原案には非常に評価できるところもあるんだけど、そこについては言及していない。

それからもう1つ、先ほどから話が出てますが、我々がこういう意見を言ったことについて、やっぱり返ってくる問題があるわけですね。それに対して、我々なりのその配慮というか、そういうことまでについても我々としても本当は対策を考えているわけで、前委員会でもそういう議論をいろいろしたと思いますけど。ですから、そういうことをここではあえて触れないわけですね。そういう意味も含めて、そういう重点的課題にのみ焦点を絞って述べるというふうな、何か性格づけをはっきりさせる文章を少し入れるべきだということです。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは次、川崎委員、お願いします。

○川崎委員

ここでは、当初読んだとき、この意見書がどういう意味内容のものなのかということなんですけれども、回答は非常に膨大になってて、適切に回答された部分もあるし、それから適切に回答され

てなくて、より改善性のある、効果のある計画案を探れる可能性が、探れる部分がまだ幾つもあると。

この意見書というものは、諮問委員会であるこの委員会が、治水・利水・環境のバランスのとれた総合的な整備計画を目指すために、専門的見地もしくは実施性、実効性、効率的な案というものを提示することを目的として意見を集約したという、非常に客観的な書き方ですけれども、そういう整理の仕方にしました。以上です。

○宮本委員長

文言はちょっと違うんですけども、少なくとも、十分まだ議論されてない部分がありますよ。その上で、現時点で、なおかつ今まで議論された重点的な部分といいますか、それについてのこれは意見ですよ。それで、本当にこれからいい計画づくりのために役立ててほしいということについてはよろしいですね。はい、わかりました。

じゃ、河田委員、お願いします。

○河田委員

わかりやすく言うと、河川事業者が患者で我々は医師で、カルテを出しているわけじゃないんです。ですから、我々の意見も反映したような形で、この原案というものが充実したものになってほしいという意図で書いているんです。それだけです。

○宮本委員長

わかりました。ありがとうございます。それはもう全くそのとおりであります。

それから、佐野委員。

○佐野委員

私も今まで出た意見に近いんですが、とにかく委員会審議のスケジュール自体に私は大変、根に持つんですけど、河川管理者から当初のスケジュール設定に問題があると思っていました。

先ほど中村委員がおっしゃったように、重要な問題なのに審議できなかったということがかなりあるわけですね。で、それについては書けないということを、あえて書けないんだということを明示する意味で、先ほど出たように、委員会の席上で論点になった課題についてのみ述べるという一言は追加していただきたいというふうに思いました。

○宮本委員長

そういう意味では、岡田委員が書かれた「重点的課題にのみ焦点を絞って述べる」ということにすると、先ほどの洗堰の操作規則を抜本的に考えろとか、あるいはその水質の話だとか、それは重点的なものではないということになってしまうので、本当にこの委員会が今まで夏からやってきて、

このテーブルに載ったというものについての、とりあえず意見だという方が適切かと思いますけれども、よろしいですね。では、次、澤井委員お願いします。

○澤井委員

澤井です。私は現時点でこういう長さのものとしてまとめて出すということは、それでやむを得ないと思うんですけども、恐らく管理者の方が求めておられる意見書というのはこういうものではないと思うんですね。もっと詳細な、個々の委員の意見がばらばらであっても構わない、それが欲しいときって思っておられると思うんです。そういうものを改めて出すということをここに書いておくべきだと思います。

○宮本委員長

はい、わかりました。要するに、これはあくまでも現時点での、まさに意見であって、きちっとした意見はちゃんと出しますよということを書けということですね。そういう趣旨ですね。

それから、あとは田中委員。

○田中委員

「整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。」ということなんですが、これはやはり治水論において、どうなんでしょうか、とり方によっては一般の傍聴者の方も含めて、極論としてダムか堤防かというふうなとられ方をしておられないかということです。例えばいかなる洪水に対しても壊滅的な被害を避けるという、そういう趣旨の中で、ではダムとの関連性はどうなのか、あるいは整備局が言っている総合的な治水はどうなのか、どこか整備局が言っている治水論と委員会が言っている治水論と、あるところでは合意といいますか、できる面もあるしできない面もある、その辺が少し議論がかみ合っていない面があるのではないかという気がします。流域対応と河道内、いかなる洪水と計画高水議論の組み立てを、もう一度した方がいいのではないかと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。それでは、深町委員、お願いします。

○深町委員

私が修正として書きましたのは、委員会において特に論点となった事項について意見を集約することとしたということなんですけれども、やはりたまたま委員会、いろいろ議論するものは、今までもおっしゃったようにたくさんあったと思いますし、それから最近次期委員会の申し送り書というのを改めて読んでみたんですけども、非常に長い年月をかけて議論して、やはりこの意見は、この議題についてはちゃんと議論してほしいというのがまとまっている中で、ほんの一部しかまだ

やってないなというふうなのを実感しておりますし、傍聴されている方々からも結構大事な観点も出たりしているので、そういう意味では、この委員会として特に論点になった事項、さらにいろいろな意見もあったりするので、それを集約するという形で示すのがいいかというふうに考えました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。本多委員、お願いします。

○本多委員

本多です。修正を出しましたけれども、よくよく読みますと原文の方がすっきりしていると思いますので、その辺は原文にさせていただきたいと思います。以上です。

○宮本委員長

それでは、今おっしゃいました、特にその、あつ、どうぞ、はい。抜かしましたか。

○寶委員

ええ、あいうえお順で飛ばされまして。

○宮本委員長

あつ、済みません、申しわけない。

○寶委員

寶です。まだ委員ですのでよろしくお願いいたします。この意見書の、意見提示の趣旨の、最初のパラグラフは、これは事実ですのでいいんですが、あとの3つの段落は別に特に要らないのではないかなと。

それで、この8カ月間の、当初12月に意見を出すということで、我々は8月に就任したわけですけど、その間やり方がどうだったとか、あるいは河川管理者の情報の提供の仕方がどうだったかと、いろいろあったかと思うんですけれども、それはまあともかくとして、とにかくこの8カ月の審議の結果を以下に意見として述べるかと、淡々と書くだけでいいんじゃないかなと思いますが。

○宮本委員長

ご意見はわかりました。ただ、これはまさにこの文書、意見書を読まれた方が、これで何か最終意見だということの誤解はないようにしておかないといけないと思います。そういう意味においては、まだ十分に議論されてないものがありますよと。それは私は、先ほど中村委員がおっしゃったみたいに、具体的に例えばこういうことと、例えばというのも出した方がいいかなという気もするんですよ。そういうことを踏まえた趣旨としては何らか書く必要があるのではないかなというふうに思ってます。

ということで、もともとの原文の、できるだけすっきりわかりやすいように修文はしたいと思

いますけれども、あくまでも審議はまだ不十分で、なおかつ積み残しがありますよと。それで、その上での現時点での意見ですという趣旨を書かせてもらうということで、基本的にはよろしいでしょうか。

はい、わかりました。では、そういうふうにさせていただきます。それから、最後ですけれども、意見ということで、「以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。」というふうに書かせていただきました。

これはここから議論するのではなしに、中身の議論をしてから最後のこの言葉をどうするかという議論にしましょうということで、一番最後になったんですけれども、実はこの議論をしている中で、堤防強化について要請しましょうと、あるいはそれについて事業費もちゃんと出してもらいましょうという議論はありました。それから、それを踏まえて何を優先するかという議論をしましょうということもやりました。それから、例えば川上の利水なり渇水対策の話は、その今の利水者会議というような場を使って積極的に調整してほしいと。それで、その調整した結果ひょっとすると利水計画が変わるかもしれませんよね、結果として。ですから、河川管理者からもう一度この原案が変わってくる可能性があるものですから、そういう意味において、私たちの今回の意見を踏まえて、修正するところは修正して、もう一度我々としてはその上で議論したいんだという意味なんですけれども、そういう意味での見直し、再提示ということなんですけれども、これについてご意見はどうでしょうか。

といいますのは、何度もくどくど言いますけれども、やはり今回割と計画の根幹にかかわるようなところで、実はこういうことを委員会とすれば河川管理者にやってくださいよということを使うものですから、その根幹にかかわることを言っているのに、それが原案がそのまま、原案の中身がかなり変わる可能性があるわけですね。ですから、そこはもう一回出してもらって、我々とすれば積み残しの議論も含めて議論の俎上にのせてほしいという意味なんですけれども、これについてご意見をお願いいたします。

岡田委員はどうでしょうか。

○岡田委員

ですから、これが最終でなければ、フィードバックをかけていただいて、いろんな意見の分布はあるかもしれませんが、それをよりよく適切に反映したものを、できるだけ速やかに出していただきたいという要請というか、そういうことを求めることは、私は賛成です。ただ、与えられている時間とかいろんなことを考えたときに、実行可能性とかいろんなことを考えて、少しいろんな意味で、これはスピードアップしなければならないのではないかなという気がしてます。

○宮本委員長

ありがとうございます。河田委員、どうでしょうか。

○河田委員

今委員長がおっしゃるように、この議論で中身が変わってくるものもあると、これはもう事実ですね。ですから、これを全面改訂してつくり直せというのではなくて、委員会としてこういうことについて河川事業者のさらなる努力というか、そういうものを願うという意味での書面は出してもいいと思いますが、これを全面書き直せというものは、ちょっと無理があると。

○宮本委員長

はい、わかりました。おっしゃっているように、原案を全部書き直せと、そんなことを言っているんじゃないに、特に我々が今回注文しましたよね。注文したものに対する河川管理者からの、その中で例えば原案はここをやっぱり修正すべきだというのは、ある可能性もあるわけですよね。そういうものは、まあ言うたら原案をそこは書き直して出してくださいよという意味ですから、初めから全部書き直すという意味じゃないんですけどね。

ほかはございますか。寶委員、どうでしょうか。

○寶委員

はい、寶です。時間との勝負だと思いますね。我々がこういうタイムスケジュールでやろうと思っても、河川管理者のスケジュールがあるでしょうから。ですから、再提示は難しいのではないかと思います。

○宮本委員長

でも、それは河川管理者のお話であって、我々委員会として今どういうことを求めるかですから。

○寶委員

しがいまして、寶ですが、意見を今回取りまとめて出しますが、これはどうなるんでしょうかね、河川管理者はどういうふうに取り扱われるんでしょうかね。その辺がちょっと難しいところですね。

○宮本委員長

それは、私はこれ、我々が意見を出しますよね。意見を出して、今度はその意見について多分河川管理者もいろいろ聞きたいこととか、自分たちのいろんな思いがあると思うので、それはやりとりせないかんと思うんです、これは。我々も出しっ放しじゃないにね。だから、当然その中で議論したらいいと思いますけれども、まずはこの委員会として、前回あるいはきょうの朝からの議論を踏まえて、やはり計画の根幹にかかわるところについて、またある意味においては修正の可能性が

出てくるから、その部分については河川管理者の方からもう一度こうなりましたというのは出してもらわないと、我々とすれば意見が言えないじゃないかということです。

○寶委員

うん、まあちょっと時間との勝負という気がしますね。

○宮本委員長

だから、そこについてはどの程度あとを効率的にやるのか、あるいはその積み残しの議論もまだありますから、それを並行してどうするかというのは、これはやっていく必要があると思いますけれども、寶委員の河川管理者に対するお気遣いはわかりますけれども、我々とすれば、素直な道理から言うと、そういうことを求めるというのが、これはまあ一応素直じゃないかなと思うんですけどね。どうぞ。

○池野委員

委員会の役割は何かという議論になってきて、意見を求めるという、そういう意味では、ここに書いてますように、意見並びに提言を出すということで、まさに相手の反応を見たらいいんじゃないかと思ってます。

○宮本委員長

そこは、ただ単に私どもが意見を言いましたよということだけならね、ああ、聞きましたということになってしまう可能性もあるわけです。ですから、我々は今こういうことを議論してきて、こういうふうにお願いしますから、それに基づいて修正するところは修正して、もう一回フィードバックしてくださいという意味ですからね。私はそれは最低限、この委員会の責任としてやるべきことだというふうに私は思いますけれども。

寶委員は、それは望ましいかもしれんけれども、時間の勝負だねという河川管理者に対するお気遣いですよ、それはよくわかりました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。流域委員会が意見を言えるのは、これが最終ではないように私は思っているんですけど、原案に対して今回意見を言う、それに対して次に出てくるのは案だろうと思うんですね。その案に対してもう一度意見を言うことが可能なんでしょう。

○宮本委員長

できません。

○澤井委員

できないんですか。

○宮本委員長

できません。原案に対して我々は意見を言って、それを踏まえて河川管理者は案をつくってそれを自治体に示されるということです。

○澤井委員

すると、もうこの機会が最後の機会ということになりますか。

○宮本委員長

ですから、最後じゃなしに、これはあくまでも現時点での意見ですけれども、それによって計画の中身が変わることがあり得るから、その変わる計画についても一回出してもらわないと、原案に対して意見が言えないじゃないですか。それを言っているんです。

○澤井委員

わかりました。

○宮本委員長

どうぞ。

○竹門委員

きょうの審議も含めて、もう一度「原案」を出していただくということを、前提に議論してきたと思うんです。ですから、ここで否定されると今までの私の意見は変わることになります。したがって、再提示していただくという案に私は賛成いたします。

○宮本委員長

それでは、原案をこういう意見を踏まえて見直して再提示をしてくれるように求めるということについては、皆さん方異存ないということで決めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、一応これできょうの議論は一応全部したんですけれども、これを受けて、実は大変なんですけれども、私と副委員長で、これをまた修文をしないといけないわけです。きょうの皆さん方の意見を踏まえて、こういうことは修文しましょうと言ったんですけれども、もう行きがかり上、次の22日の委員会に修文案を出さなければならないと、まさにもう時間との勝負もありますのでね。

ということで、3人でもう一度作業させていただくというふうに思っているんですけれども、実はきょう欠席の佐藤委員から、今の意見書をつくる起草委員会のようなものをつくるというのも、一つの手じゃないかというご提案はいただけてます。きょうは欠席されましたので、私がそんなこ

とを、それじゃ委員会に一回伝えますということで今申しているんですけども、どうでしょうか。今この時点になってもう一回起草委員会をつくるというのはね、ちょっと、最終的な意見をつくるときには、私はあると思うんですけども、この流れの中ではなかなかちょっとしんどいかなという気もするんですけど、皆さん方はどうでしょうか。

○千代延委員

おっしゃるとおりで、三役の方にはまことに申しわけないんですけど、引き続きお願いしたいと思います。ここでまた起草委員会をつくってというて、そんなこともう時間的に無理です。大変ご無理をお願いしますが、よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。私の今回の意見の一番最後に1つ追加というのを書いているんですけども、全体のトーンとして、前回ときょうとか議論しているところは、かなりやっぱり批判的な部分が多いんですね。ところが、この議論の最初に、口頭ではいろいろやりとりがあったんですが、ここに書かれてないことはおおむね賛成なんだという意味がありますね。それは私は明記していいんじゃないかと思うんですね。ですから、5番としてその他という項目を設けて、例えば「人と川の繋がり」とか、そういった点についてはおおむね賛成だから推進してほしいというような一文を入れた方がいいんじゃないかと思いますけれども。

○宮本委員長

それは今の起草委員会の話じゃないですね。また別の話ですね。ちょっと待ってください。今はまず起草委員会の話なんで、特段、もしあれでしたら、もうどっちみちまた次に皆さん方のご意見をもらうということになるかと思いますが、前回ときょう出た意見をできるだけ踏まえまして、委員長と副委員長で修文案をつくらせてもらいたいと思うんですけども、どうぞ。

○寶委員

寶です。たたき台をつくる時はそういうふうにしていただいて、こういう意見案が出てきましたけど、私はもう大変がっかりしました、3人で取りまとめられたこれにつきましてはね。ちょっとメンバーを変えてもいいんじゃないかなと思っております。あるいは追加するとかですね。私はこの意見案はかなり違う文案を。

○宮本委員長

それは、おっしゃることはよくわかりますけれども、それを前回と今きょう朝から議論してきた

わけですから、それを踏まえて、まあ言うたらここは例えば修正しましょうとか、この文言はちょっと変えましょうということで言ったんだから、そこを、今回は修正するということです、委員長とすればできるだけ皆さん方の意見を尊重して、我々が理解した範囲で文章を直すということをお願いできたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○寶委員

寶です。結局今まで1回やって、きょう3回分やっているわけですね。それで、ある程度意見は出ました。それで、次回は1回分しかないわけですが、だからそこに至るまでに、次回ある程度結構固めようとする、それまでのプロセスで、例えば、まあちょっと私は参加できるか知りませんが、自分の首を締めることになるかもしれないけれども、全文でなくてもある部分について、先ほども文案を出せとおっしゃいましたけれども、そういうタスクもいただいているわけですから、参加して議論しながらつくっていくということもいいんじゃないかなと思っておりますけれども。

○河田委員

この議論をずっと続けてきまして、どこで意見が変わってくるかというのは大体わかってきたじゃないですか。ですから、いきなり22日に、3人で知恵を絞っていただいて出していただくというのは大変ありがたいんですが、明らかにその意見を十分調整しなければいけないというふうなご意見を持っている方がいらっしゃる、それはやはり少し考慮してもいいんじゃないかと。全部聞けというわけじゃないんですが、やっぱりいきなり22日に皆さんの意見を聞いてやりましたということだと、やっぱりそこでまた多分。

○宮本委員長

わかりました。

○河田委員

ですから、例えば寶委員に入っていただくとか、何人かの委員を、そちらから今の意見分布を聞いていただいて、これは入れた方がいいと思われるところがあると思うんですよ。手を挙げるとまたこれはおかしいことになりますので、執行部が何人か指定していただいて、あんまり多いとまた議論になりませんから。そういうことはどうですか。

○本多委員

委員長。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○本多委員

本多です。この間ずっと議論してきて、それでここまではいいんですねと、これはちょっと書き過ぎましたというようなことも言われて、そしてできるだけマキシマムなところを合意形成しようという努力をしてきたわけですね。ですから、それはもうここで明らかになっているわけですから、その部分をまとめていただくということじゃないのかなと私は思うんです。改めてもう一遍その文書作成のところで起草委員会か何かで議論していただく問題ではないやろうと。それはここでやったんだから。だから、あくまでもここまではいいんですねと言うた、ここは書き過ぎましたねと、これは変えますとおっしゃったそこをきっちりやっていただければ、だれがやっても私はいいと思いますので、あえてまた新たにということではなくても、今までやっていただいたところで進めていただいてもいいんじゃないかと思います。以上です。

○宮本委員長

私もそう思いますけれども、ただね。ちょっと待ってください、では深町委員、どうぞ。

○深町委員

毎回議事録をきちんとつくっていただけてますし、これだけ多くの方が聞いている中での議論なので、やはり委員長と副委員長が責任を持って次回までに。できれば事前にその修正した部分を皆さんに渡していただければ十分だと思います。

○宮本委員長

どうぞ。

○寶委員

寶です。簡潔な意見書であり、一つ一つの言葉が重要なわけですね。ですから、感性の違う者が寄って、いい言葉選びというのはできるかもしれません。それで、今深町委員からご提案がありましたけれども、例えば四、五日前にいただけるのであれば、これは我々でも、その全部じゃなくてもいいじゃないですか、できているところだけでもいいじゃないですか。ちょっとずつでもいただいたら、この言葉よりこっちの言葉の方がいいですよというふうな提案ができますのでね。

○宮本委員長

わかりました。そしたら、前回と今回の議論を踏まえて、我々ができるだけ公正公明に文案をつくりまして、できるだけ早く各委員に送らせていただいて、そこで皆さん方からまたブラッシュアップのご意見をもらって、そして22日に出すということによろしいですか。もうできるだけ早くといっても、これしんどいんですけどね。そういうことでやらせてもらいます。

それと、もう1点、さっきも言いましたように、実は積み残しのことがあるよと、ですね。

これは私は、例示でもいいから書いた方がいいと思うんですね。こういうことはまだ重要なことが残ってますよということで、各委員からこの問題は実はまだ議論が十分されてない、この委員会では審議が積み残されてますよという項目を、項目で結構ですから、項目といっても余り短かったらよくわかりませんので、こういう内容ということを庶務に送っていただきたいと思います。これは各委員に全部流してください。それを、どうでしょうか、いつごろまでにいただいたら。もうそんなに時間かからないですよ、こんなものに。きょうは9日なんですけれども、皆さん方お忙しいと思うんですけれども、要するに、積み残しの項目はこうだということですので14日、月曜日じゅうに庶務までぜひお願いします。それを全部リストアップするのか、あるいはその中で例えばということで出すのか、それについてはまた我々で考えたいと思いますけれども。ということで、それではお願いしたいと思います。

大変長らく、何かまだありましたか、忘れていることは。いいですかね、これで、審議は、中身はね。それでは、一般傍聴の方のご意見、きょう最後の機会になりますので、挙手をお願いします。こちらと、朝やられましたのでそこは。こっちですね。はい、それではこちらの方。

○傍聴者（永井）

私は役場の職員でございまして、行政の立場でございます。午前中行政の方も意見をということもございましたので、2つだけお願いしたいと思います。

まず、流域委員会の委員の皆さんには、まだまだ意見を述べなければいけないことがあると言われておりますけれども、5月25日の委員公募、また7月31日の委員選任の整備局の記者発表においても、この3月末の計画策定スケジュールというのはもう決まっております。また、議論につきましても、意思統一にとられることのない議論をしていただくと公に発表もされておられます。委員の皆さんは了解をされて就任をされているというようなことで聞いておりますので、諮問されておられる制約、またルールによって、適切なスケジュールでの議論をお願いしたいというのが1点であります。

それから、もう1点でございますけれども、この河川整備計画というものは、我々行政にとっては非常に河川と住民を守るための大切な方針、またマニュアルと思っております。河川法の改定が平成9年にありまして、既に10年が経過しておりますけれども、いまだにまだこの計画が策定されないというのは、まさに行政を預かる私らとしては一日も早くつくってほしいことでございます。

あす災害が起きれば、その前線で住民を守るために奔走しなければいけないのが私たち末端行政の責務でございますし、矢面に立つのも我々でございます。一日も早く河川整備計画の策定をお願いしたいということで、特にそこに住んでいる住民のための河川整備計画、30年、40年ダムに翻

弄されてきました住民のためにもお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。そちらの方、はい。

○傍聴者（志岐）

「宇治・防災を考える市民の会」志岐です。もう決められたことですから、意見の原文を修正されるということに必ずしも反対はしませんが、問題点ははっきり記していただきたいと思います。特にこの個々の原案について問題とされたところですね、これが読み取れないようなことでは困るんです。もちろん“積み残し”は指摘していただいたらありがたいと思います。

その中身に若干関係しますが、ダムには効と害があるわけです。今日は害の話は全然出てこない。これは原案にはどう出ているかということですが。総論的な部分では、原案にはいろいろ首肯できるところがあるけれども、各論となるとそうになってないということは今日も盛んに議論に出ていました。その“そうになってない部分”とはどこかということ、はっきり記していただきたい。

ダム群の話が出ました。ダム群は治水に関しては効があるという話なんですが、群となれば害の方も群になるんです。このことを忘れておられる。ダムを含めて、あるいは干拓等を含めての巨大な公共事業が日本の国土をむちゃくちゃにしているというのが、この数十年の経過じゃないですか。それを国交省も認識したから新河川法が出たんじゃないですか。ここの歴史が、今日の話にはまるで出てないんです。非常に遺憾に思います。

この機会にちょっとアナウンスさせていただきたいと思います。私どもが言っております宇治川問題に関して29日に皆さんに具体的に見ていただきたいと思うので、近く案内状を差し上げます。つきましては、委員長にも了解を得たいと思うんですけれども、皆さんに了解を得て、アドレスを知らないことには案内状が出せませんので、事務局にお尋ねして知らせていただきたいと思ってますので、よろしくお願いします。

○宮本委員長

ちょっとそれは、よろしくお願いしますと言われても、今ここで別に了解しますという話にはならないので、ちょっとまたそれは庶務を通じて相談してもらいますけれども。各委員のアドレスを出しますというのは、私は今ここでは、はい、そうですとはなかなか言えませんので。それは検討させていただきます。無理ですよ、基本的にはね。

こちら、済みません、あと挙手のあった方は。では、こちらをお願いします。

○傍聴者（増田）

箕面の余野川ダム関係の増田京子ですけれども、きょうのお話ですけれども、いろいろと「姿勢が見られない」や「認められない」という言葉が過激だという話がありましたけれども、私はこの間傍聴してまして、これは妥当な言葉だと思います。ただ、その後にその姿勢が見られないため、今後具体的に整備局に対して云々かんぬんという言葉を入れていただきたいと、これは要望にしておきますけれども、余野川ダムのときに利水を、私は必死で箕面は利水を撤退しますよと言ったときにも、全くその調整には入ってくださらなかったです。それが、その後変わったかという、全く一向に変わっておりません。そのような水需要に関しても、私はその姿勢が見られないのは確かですので、そういう言葉は決してきつい言葉じゃないと思いますし、対立する言葉じゃないと思っています。

それで、私はちょっと今この議論を聞いておりまして、やはり余野川ダムがどうしてこのテーブルに載ってなかったのかと、今非常に思っております。今回4月1日に平成20年度ダム基本計画の廃止に向けた調整等を実施しますと、これは余野川ダムのことなんですけれども、こうやって記者発表をされました。つまり、特定多目的ダム法による余野川ダムが廃止ということですよね。ということは、余野川ダムはなくなるんです。これは間違いありませんよね。これを修正したいとか、これは間違いだったということは言われてないので、つまり特定多目的ダム法によるダム基本計画の廃止に向けるわけです。ということは、やはりこの整備計画原案に書かれていることを変えていただかなければいけない。ここに、65ページに余野川ダムというのが書かれておりますけれども、これはぜひ修正していただかなければいけないと思います。つまり、基本計画になくなるのですから、この余野川ダムという名前がなくなることだと思います。

この辺をしっかりと議論していただきたいし、これを思っていると、どうしてやはり大戸川ダムが必要なのかという疑問が出てくるんですよ。その辺のことをきょうは實委員がいろいろダムが必要だと言われてましたけれども、これとあわせてやはり議論をしていただきたいかと思っています。そして、最後に、やはり余野川ダムもそうですけれども、当面でもダムがないというのであれば、やはり竹門委員がおっしゃってましたけれども、周辺の人々に対するケアというのが必要だと思います。

それで、私は以前も言いましたけれども、鳥取県の中部ダム、これは見事に地元補償してます。ダムおりのルールがないから、本当にダムをおりたときに、やめるというときに対して、やはり地元の人たちは納得がいけないんだと思います。この冊子も出ておりますけれども、ぜひ鳥取県の中部ダム、ダムおり、ダムをおりたときの補償というのをしっかりとやっぱ委員の皆さんも検討し

ていただきたいと思います。以上です。

4. 閉会

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。もうおられませんね。ありがとうございました。それでは、これで一般傍聴の意見は終わりにさせていただきます。

きょうは朝10時から、ちょうど予定どおり7時半に終わりました。何か奇跡的な気がいたしましけれども、大変御苦労さまでございました。

以上で本日の委員会を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これもちまして淀川水系流域委員会第76回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 7時36分 閉会〕

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。